

## これまでの会議でいただいた ご意見及び課題への対応(1/2)

## 【各事業の対応状況】

日付	事業名	意見・課題事項	対応状況	備考
R3年1月 R2第1回 運営調整会議	年金セミナー 事業	<p>平成14年度に国民年金保険料の徴収業務が市町村から国に移管され、その後の口座振替の割合が国民年金保険料の納付率に大きく影響しているとのことですが、口座振替のメリットはどのようなものがあるか。</p> <p>また、口座振替率の向上のためには、何をしたらよいかを伺いたい。</p>	<p>口座振替のメリットについて、以下の通り3点あげられます。</p> <p>1つ目に、現金納付と比べ「前納した場合の割引額が大きい」ことがあります。</p> <p>前納により納付した際には割引されるメリットがありますが、口座振替での前納は現金(納付書)納付に比べ、さらに割引額が大きくなります。特に前納期間が長くなるほど割引額が大きくなり、2年前納による納付をした場合、現金前納だと14,590円の割引額であるのに対し、口座振替による前納だと15,850円の割引となり、現金前納に比べ1,260円安く納付することができます。</p> <p>割引額の比較については、「<b>国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割が便利でお得です!</b>」(参考資料)をご確認ください。</p> <p>2つ目に、「口座振替だけの割引納付方法」があります。</p> <p>国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替を行う「早割」という仕組みがあります。この場合、毎月50円(年間600円)の割引を受けることができます。</p> <p>3つ目に、「納め忘れがない」ことです。</p> <p>金融機関等の窓口まで足を運ぶ必要がないため、納め忘れることがありません。また、残高不足等で振替にならなかった場合でも、翌月末に再振替を行うため、被保険者の利便性の向上につながります。</p> <p>また、口座振替率を向上させるために、以下の取り組みを進めています。</p>	

## これまでの会議でいただいた ご意見及び課題への対応(2/2)

### 【各事業の対応状況】

日付	事業名	意見・課題事項	対応状況	備考
<p>R3年1月 R2第1回 運営調整会議</p>	<p>年金セミナー 事業</p>		<p>1つ目に、被保険者の皆様への口座振替制度の勧奨です。 毎年7月下旬、10月下旬、1月下旬の3回、口座振替の勧奨文書を被保険者の皆様に送付しています。また、送付して2週間経過後に年金事務所から電話による勧奨を行い、丁寧に口座振替制度についてご説明することにより口座振替率の向上に努めています。</p> <p>2つ目に、関係機関との協力連携があります。 市町村役場の窓口で加入手続き等をご案内する際に、口座振替についても漏れなくご案内いただくよう、市町村担当者の皆様への説明会等の機会を通じて、口座振替制度周知の協力依頼を行い連携を深めていくよう引き続き取り組んでいきます。</p> <p>令和2年度末の鳥取県における口座振替率は46.76%であり、令和元年度末の45.50%から1.26%の伸びとなりました。令和3年度も引き続きこの取り組みを行うこととしています。</p>	